

駐車場法に定める「路外駐車場」の届出について

1 届出の必要となる路外駐車場

成田市市内において下記の条件①②共に該当する駐車場を設置、または設置されていたもので変更する場合、路外駐車場の届出が必要になります。(駐車場法第12条)

<届出の必要となる駐車場の条件>

- ① 駐車料金を徴収するもの^{※1}
- ② 自動車の駐車のために供する部分(駐車桟)の面積が500m²以上のもの^{※2、※3}

※1 月極駐車場のように、特定の利用者のための駐車場は該当しません。

※2 「駐車のために供する部分の面積が500m²以上」とは、駐車場内の車路、設備、管理施設、附帯業務のための施設を含まない駐車桟だけの面積の合計をいいます。

(例えば標準的な駐車桟である5m×2.5mの場合では、40台以上の場合届出が必要となります。)

※3 月極駐車場部分は、契約に基づいて特定の者の用に供されるものであり、一般公共の用に供されるとはいえないことから、法律上の届出対象となる路外駐車場には該当しませんので、月極駐車場部分を除いた面積が500m²以上の場合に限り、届出の必要が生じます。

2 届出に必要な書類

1に該当する駐車場を設置する場合、あらかじめ次により届け出てください。提出部数は正本、副本の各1部(計2部)で、副本は届出者返却用です。

<必要な届出書>

- ① 路外駐車場設置(変更)届出書・・・別記様式1
- ② 路外駐車場管理規定(変更)届出書・・・別記様式2
- ③ 路外駐車場管理規程

※各2部(正本・副本)必要です。

<路外駐車場設置（変更）届出書の添付図面>

1. 位置図 縮尺1/10,000以上

- ・・・地形図に路外駐車場の位置を表示

2. 平面図 縮尺1/200以上

- ・・・次に掲げる事項を表示

(1) 路外駐車場の境域及び様式1の各部分の境域も表示すること。

(2) 路外駐車場の自動車出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）

(3) 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の道路交通法（昭和35法律第105号）第44条第1項から第6号までに規定する道路の部分、橋及びトンネル

3. 建築物である路外駐車場の場合は、上記のほか

1) 各階平面図 縮尺1/200以上

2) 立面図 縮尺1/200以上 2面以上

3) 断面図 縮尺1/200以上

4) 詳細図（屈曲部、傾斜部）縮尺1/200以上

5) 照度計算書

6) 換気計算書

（注）4）～6）については、必要に応じて添付すること。

4. 設計者の表示

設計者の氏名、住所、連絡先（電話のある場合は電話番号）を各図面（右下すみ）に記載する。

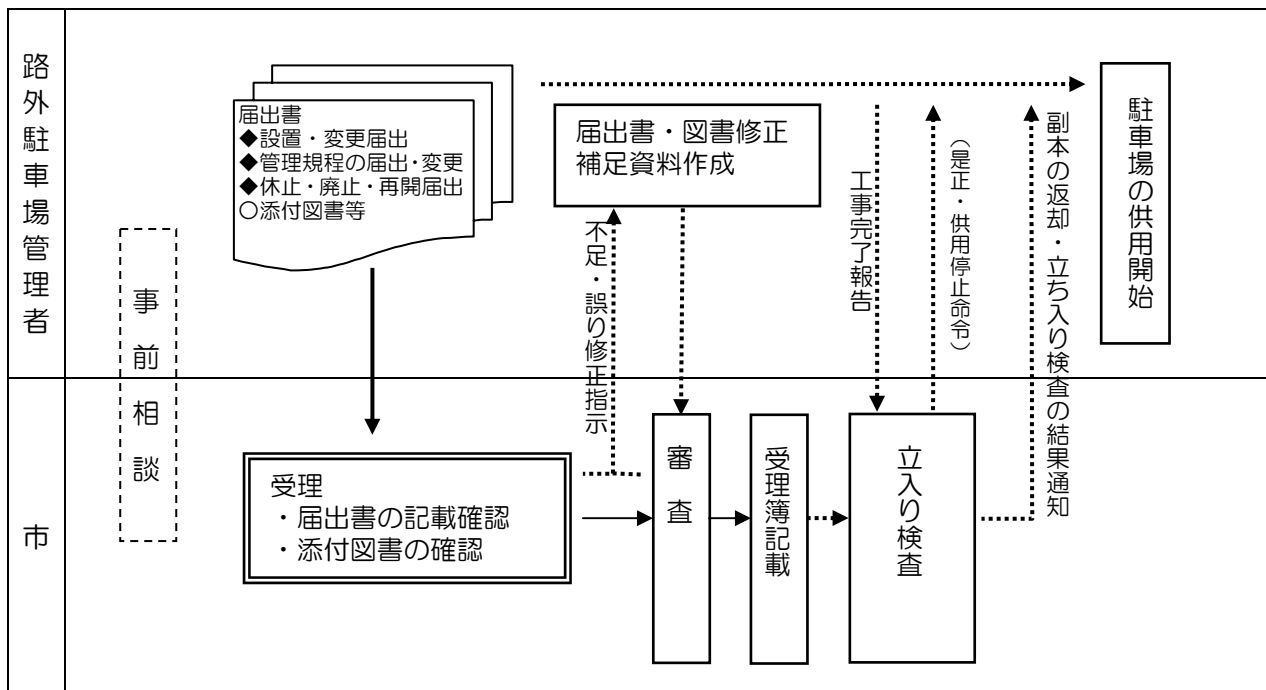
3 届出の流れ

届出は以下の手順で行います。届出の時期は路外駐車場の建設工事、又は既存駐車場の路外駐車場への用途変更に関する**工事着手前**です。(管理規程の届出については、供用開始後10日以内まで可)

路外駐車場が建築物である場合は、建築基準法による建築確認手続と調整を図る必要があるため、「設置届」は建築確認申請の前に届出してください。

届出事項の変更にあたっては、その変更しようとするときに届出時期になります。

【路外駐車場の設置・変更等届出事務のフロー】



4 届出義務者

届出義務を有するのは、「駐車料金を徴収する」路外駐車場を設置する者及び届け出た事項を変更しようとする者です。

5 管理規程

駐車場管理者は、その業務の運営の基本となる管理規程を作成し、供用開始後10日以内に届け出なければなりません。なお、届出内容に変更がある場合は速やかに変更届を提出して下さい。

また、利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額などの管理規程の抜すいを明示する必要があります。

路外駐車場設置（変更）届出書

平成 年 月 日

(あて先) 成田市長

駐車場管理者の氏名又は名称
及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
3 規模	イ 駐車場の区域の面積				m ²		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				m ²		
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	(駐車台数	m ² 台)	
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数		m ²
					特定自動二輪車駐車台数		台
				小計			m ²
			それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)	
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数		m ²
					特定自動二輪車駐車台数		台
				小計			m ²
車路等の面積 (B)					m ²		
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数		m ²	
				特定自動二輪車駐車台数		台	
			小計			m ²	
		それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数		m ²	
				特定自動二輪車駐車台数		台	
			小計			m ²	
車路等の面積 (D)					m ²		

		駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)			
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)			
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数		m ² 台		
					特定自動二輪車駐車台数		m ² 台		
				小計		m ² 台			
				それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
			特定自動二輪車専用		(駐車台数	m ² 台)			
			四輪車及び特定自動二輪車併用		四輪車駐車台数		m ² 台		
					特定自動二輪車駐車台数		m ² 台		
			小計		m ² 台				
			4 構造		イ 建築物である部分				
				ロ 建築物でない部分					
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無							
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号						
			特殊の装置の名称等						
	ロ それ以外の設備								
6	付帯業務のための施設								
7	従業員概数								
8	供用開始 (予定) 日								

(注) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号のうち、特定自動二輪車以外のもの

路外駐車場設置（変更）届出書

平成18年12月1日

(あて先) 成田市長

駐車場管理者の氏名又は名称 成田市花崎町760
及び住所 成田駐車場サービス(株)
代表取締役 成田 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称		成田第1パーキング		
2 駐車場の位置		成田市花崎町760		
3 規模	イ 駐車場の区域の面積	22,500 m ²		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	20,000 m ²		
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用 2,500 m ² (駐車台数 200台)
			それ以外の部分	特定自動二輪車専用 300 m ² (駐車台数 60台)
	四輪車及び特定自動二輪車併用 m ² 四輪車駐車台数 台 特定自動二輪車駐車台数 台			
	小計 2,800 m ²			
	四輪車専用 250 m ² (駐車台数 20台)			
	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	特定自動二輪車専用 m ² (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用 m ² 四輪車駐車台数 台 特定自動二輪車駐車台数 台
				小計 7,500 m ²
四輪車専用 1,000 m ² (駐車台数 40台)				
c 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (D)	それ以外の部分	特定自動二輪車専用 m ² (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用 m ² 四輪車駐車台数 台 特定自動二輪車駐車台数 台	
			小計 1,000 m ²	
			車路等の面積 (D)	6,950 m ²

駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積を記載する。

大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付を除く。)

月ごめ契約等により特定の利用者の駐車場の用に供する部分の面積を記載する。

駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載する。

駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載する。

	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	10,000 m ² (駐車台数 800台)		
			特定自動二輪車専用	300 m ² (駐車台数 60台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²		
				四輪車駐車台数	台	
			特定自動二輪車駐車台数	台		
			小計	10,300 m ²		
			それ以外の部分	四輪車専用	1,250 m ² (駐車台数 60台)	
				特定自動二輪車専用	m ² (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	
					四輪車駐車台数	台
特定自動二輪車駐車台数	台					
小計	1,250 m ²					
4 構造	イ 建築物である部分	鉄骨構造2階建て 建築面積2,500m ² 避難階段2箇所				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	無し			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等	換気装置 照明装置 警報装置			
6	付帯業務のための施設	無し				
7	従業員概数	5人 (午前7時から午後8時)				
8	供用開始 (予定) 日	平成19年3月1日				
(注) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの						

建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載する。
 なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあってはその旨を記載する。

路外駐車場の業務に附帯して行なう業務がある場合に施設概要を記載

<路外駐車場設置（変更）届出書記入上の注意>

- (1) 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする部分を朱記すること。
- (2) 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- (3) 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- (4) 3のロ欄のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- (5) 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- (6) 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- (7) 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- (8) 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- (9) 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- (10) 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- (11) 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

<供用時間等の明示>

路外駐車場管理者は、利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

また、管理規程の抜すいを明示するようにする。

路外駐車場管理規程（変更）届出書

平成 年 月 日

（あて先）成田市長

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第13条の規定（第1項・第4項）により、別添のとおり管理規程を（定め・変更し）たので届け出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日（変更日） 平成 年 月 日

4 管理規程 別添のとおり

路外駐車場管理規程（変更）届出書

平成18年12月1日

(あて先) 成田市長

駐車場管理者の氏名 成田駐車場サービス（株）
又は名称及び住所 代表取締役 成田 太郎

駐車場法第13条の規定（第1項・~~第4項~~）により、別添のとおり管理規程を（定め・~~変更~~）たので届け出ます。

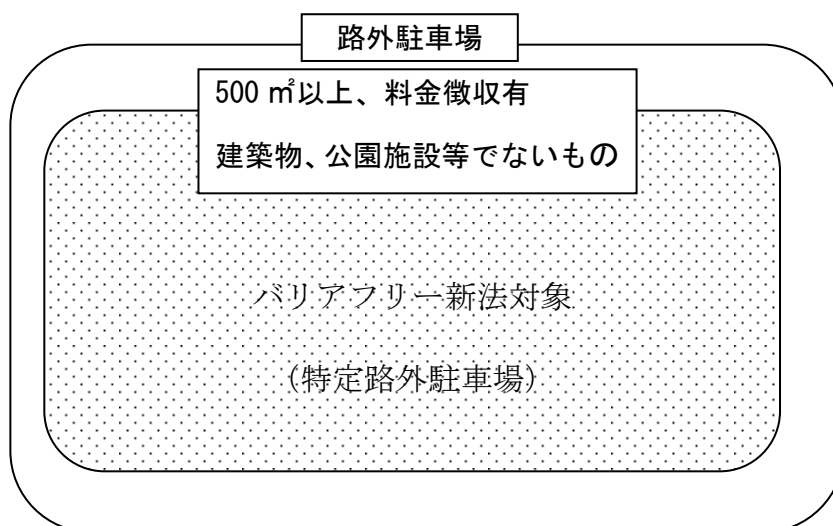
- 1 駐車場の名称 成田第1パーキング
- 2 駐車場の位置 成田市花崎町760
- 3 供用開始日（変更日） 平成19年3月1日
- 4 管理規程 別添のとおり

＜管理規程に定めるべき事項＞

1. 路外駐車場の名称
2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
3. 路外駐車場の供用時間に関する事項
休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻
4. 駐車料金に関する事項
駐車料金の額は確定額をもって定めねばならない。
また、額の基準は
（1） 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
（2） 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
（3） 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。
5. 路外駐車場の供用契約に関する事項
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。
6. その他
（1） 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
（2） 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
7. 管理規程の変更
管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該市長または町村長に届出なければならない。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法） に伴う対応について

路外駐車場において以下の条件を満たすものは、バリアフリー新法における届出対象となることから、別に手続きを行う必要があります。



「特定路外駐車場」

- ・・・駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。以下を除きます。
 - 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場
 - 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設
 - 建築物又は建築物特定施設であるもの

※成田市において、上記の駐車場を設置しようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく書面（第2号様式）を作成し、次の図面を添えて駐車場法第12条に基づく届出書に添付して提出します。（変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面）

①次に掲げる事項を表示した縮尺1/200以上の平面図

○路外駐車場車いす使用者用駐車施設・路外駐車場移動等円滑化経路・その他の主要な施設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 造 滑 及 化 の 設 備 に 関 する	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	特殊の装置の名称等

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。